大阪市告示第1191号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第9条第2項の 規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づ き告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪城弓道場	令和7年9月1日(月)	午前9時から 午後9時まで
	令和7年9月8日(月)	
	令和7年9月16日(火)	
	令和7年9月22日(月)	
	令和7年9月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)